

## 「新型コロナウイルス感染症対応に関する学生寮の特別運営」について

### 1. 学生寮の特別運営に関する基本的な考え方

- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、学生寮の特別運営に関する規定を制定し、開寮から当分の間（夏季休業終了日の前日（8月29日（土））まで）適用する。
- ・今後の感染症の状況により、本特別運営について、適用期間の延長、または強化する場合があります。

### 2. 開寮までの間に寮生が行う必須事項

- ・寮生の体調および行動の記録（Formsによる申告）を義務付ける。
- ・入寮時、開寮2週間前からの体調・行動記録に未記録がある場合は入寮を許可しない。
- ・入寮時、記録内容に問題がある場合は入寮を許可しない。
- ・発熱、倦怠感、味覚異常等の症状がみられる場合は、症状が回復するまで入寮を延期する。
- ・寮生が濃厚接触者となった場合は入寮を延期し、自宅等において14日間の経過観察を行なう。経過観察後、異常がなければ入寮を許可する。
- ・寮生が感染者と判定された場合は、入寮を延期して保健所の指示に従う。

### 3. 開寮後に行う感染予防策

※本校の学生寮（1～3寮）は、寮室は1人室と2人室で構成され、以下の諸室（トイレ、洗面所、シャワー、ランドリー、補食室、ラウンジ、自習室、談話室、廊下及び会談、玄関ホール）は、棟単位の共用となっている。

食堂棟（食堂、自習室、浴室、脱衣所、トイレ）は全寮生の共用となっている。

入寮希望者数により、一定数の2人室が生じる。

- ・寮生は、検温、健康観察、感染症予防策（手洗い、うがい、手指の消毒、換気、マスク着用等）を励行する。
- ・食堂は座席数を減らし、席間の間隔を広くする。自習室も食堂として使用する。
- ・食堂と浴室の利用は棟単位の交代制とし、同時利用者数を削減する。

### 4. 開寮後、寮生に感染者もしくは濃厚接触者が発生した場合

#### （1）寮生に発熱、倦怠感、味覚異常等の症状がみられる場合

- ・通学生に対して、発熱、倦怠感、味覚異常等の症状が出た場合は、無理せず自宅等で静養し、登校しないように指示している（公欠扱い）ことから、寮生も同様に考え、自宅で静養し、登校しないように指示する。保護者の迎えを要請する。
- ・保護者の迎えまでに一時待機が必要な場合は、1寮内のゲストルームなどを利用する。

#### （2）寮生が濃厚接触者となった場合

※本年3月31日付及び4月28日付の校長名のお知らせの5.(2)を適用するとともに、保健所と相談の上、以下の措置を講じる。

-----【校長名のお知らせの 5. (2) の再掲】-----

濃厚接触者を把握した場合（同居家族等の感染が判明した場合）

- ① 保護者の皆様は、同居家族の中に感染が判明した方がいる場合など、学生が濃厚接触者であることを把握した場合もしくはそのおそれがある場合には、速やかに学校へお知らせください。
- ② 校長は、保護者や学生から、濃厚接触者である旨もしくはそのおそれがある旨の連絡を受けた場合は、当該学生の居住地域を所管する保健所に連絡し、今後の対応の確認を行った上で、出席停止の有無を判断します。
- ③ （略）
- ④ これらの場合、原則として臨時休業は行いませんが、保健所の助言を参考に、必要に応じて実施を検討する場合があります。また、必要に応じて、他の学生及び教職員等の健康観察を行います。

- ・当該寮生に自宅待機を指示する。保護者の迎えを必須とする。公共交通機関の利用は不可とする。
- ・自宅待機の期間は14日間とする。
- ・保護者の迎えまでに一時待機が必要な場合は、1寮内のゲストルームなどを利用する。

(3) 寮生が感染者と判定された場合

※本年3月31日付及び4月28日付の校長名のお知らせの 5. (1) を適用するとともに、保健所と相談の上、以下の措置を講じる。

-----【校長名のお知らせの 5. (1) の再掲】-----

学生又は教職員等の感染が判明した場合

- ① 校長は、当該学生について、出席停止の措置をとることとします。
- ② 校長は、他の学生が濃厚接触者にあたりと特定された場合は、出席停止の措置をとることとします。
- ③ （略）
- ④ （略）
- ⑤ 校長は、所轄の保健所等と連携し、当該感染者の症状の有無、学校内における活動状況、接触者の多寡、地域における感染状況、感染経路の明否等の確認を行います。
- ⑥ 校長は、これらの点を総合的に考慮し、同保健所等及び国立高専機構本部と相談の上、臨時休業の実施の有無、規模及び期間を判断します。

- ・当該寮生は入院もしくは隔離施設へ移る。保護者の同行を必須とする。公共交通機関の利用は不可とする。

- ・寮を出るまでに一時待機が必要な場合は、1寮内のゲストルームを利用する。
- ・他の寮生に当該寮生の濃厚接触者が生じた場合は②と同様に対応する。それ以外の学生は通常通りの対応とする。

#### 5. 寮生活における制限事項

- ・アルバイトを禁止する。違反した場合は退寮とする。
- ・寮生の点呼（オンライン）を21時に実施する。それ以降の外出を禁止する。
- ・不要不急の外出を禁止する。
- ・休日外泊についても、就職活動や家庭の事情等の特別な場合を除き、原則禁止する。
- ・1～3寮の補食室、ラウンジ、自習室、談話室は使用不可とし、立入を禁止する。  
（トイレ、洗面所、シャワー、ランドリー、廊下の使用は通常どおりとする）
- ・寮生は自室で過ごすことを基本とし、他の寮室や他フロアへの移動を禁止する。